## 岡山県聴覚障害児支援連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 県内の聴覚障害児に対して、保健、医療、福祉及び教育の各機関による切れ目のない支援体制を実現し、早期療育につなげるための協議の場として、岡山県聴覚障害児支援連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。
  - (1) 関係機関の連携による難聴児支援に関すること。
  - (2) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に定める委員をもって構成する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は1年とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を 行うものとする。

(会長)

- 第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員 が、その職務を代理する。

(会議の開催)

- 第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、必要に応じて、構成機関以外の者に対し、会議への出席等の協力を 求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の構成員及び会議出席等により協力した者は、個人に関する情報等 知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、岡山県子ども・福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に 定める。

(附 則)

この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。